

自己査定における債権分類基準

		高い	回収の可能性		低い	
債務者区分	担保などの分類	(保証協会などの保証) 優良保証	(預金・国債などの担保) 優良担保	一般担保(不動産担保等)		担保なし
				相当分(評価額の見込額) 70%	相当分(見込額との差額) 30%	
不良 財務内容	破綻先	I		II	III	IV
	実質破綻先	I		II	III	IV
	破綻懸念先	I		II	III	III
	要管理先	I		II	II	II
	要注意先	I		II	II	II
健全	正常先	I		I	I	I

IV (第4分類):回収不能債権

III (第3分類):回収に重大な懸念のある債権

II (第2分類):回収に注意を要する債権

I (第1分類):正常債権

破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者

実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

うち要管理先 要注意先債務者のうち、「3カ月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者

正常先 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者